

若者の消費者被害未然防止のために～出前講座のご案内

若年層を狙った消費者被害があとを絶ちません。クレジット契約のトラブル、悪質商法だと気付かないまま、友人・先輩関係を利用したマルチ商法、携帯電話やインターネットを通じたトラブルなど、消費者被害に遭うケースが多くあります。

消費生活センターでは、こういったトラブルの未然防止と早期解決を図るため、市内学校・PTA・地域団体などへ講師（消費生活専門相談員）を派遣する出前講座を実施しています。

1 実施日時 土日祝除く希望日

午前 9 時から午後 4 時までの間で 1 時間程度

（※講師の都合により調整させていただく場合があります）

2 場 所 武蔵野市内限定

3 講義内容



- ・仲間からのもうけ話…実は「マルチ商法」
- ・インターネット通販のトラブル（化粧品や痩せ薬の定期購入など）
- ・様々な支払方法（キャッシュレスなど。種類や使用方法）
- ・契約の基本（成年年齢が 2022 年 4 月 1 日から 18 歳になります） など

4 費 用 無料

5 申し込み・問い合わせ

武蔵野市消費生活センター（武蔵野市 市民部 産業振興課 消費生活係）

〒180-0004

武蔵野市吉祥寺本町 1-10-7 武蔵野商工会館 3 階

TEL 0422-21-2972

FAX 0422-51-5535

E-mail cnt-syohisya@city.musashino.lg.jp